

## 相続法を概観する

### —民法相続編の改正諮問と改正相続税法の本格的な施行とを契機に—

荒井 俊行

#### I. 民法相続編

##### (総論)

相続税法（昭和22年法律第87号）の改正により、多くの改正規定がこの平成27年1月1日以降の相続分から適用になったことから、相続税法の理解の前提となる民法相続編の基本について確認しておくことは、この際意味があることであると考える。また、平成27年2月24日の法制審議会総会において、上川陽子法務大臣は、今後1年程度の審議期間を前提に、配偶者の遺産相続を手厚くする民法見直しを諮問した。ここでは①誰が自宅を相続したかに関わらず、配偶者が住み慣れた家で、少なくとも遺産分割（相続発生後、分割までの期限は法定されていない）が終了するまでの間、一定期間住めるようにすること（一定の居住権保障）、②夫婦が協力して作った財産について、これを「夫婦共有財産」として切り分けてから、残りの遺産を他の相続人と分割すること、③高齢になってから結婚し、財産の維持・形成に貢献していなくても、婚姻年数に関わりなく、法定相続分は同じである現行の規定を改めて、婚姻の実態に応じた遺産分割の仕組みとすること、④財産形成に特別の寄与があればその寄与分を相続に反映させる仕組みは今でも存在するが、介護を懸命に行った子供等の寄与分をより明確に反映させる必要があることなどがテーマになると見られている。そこで条文を擦る程度にとどまるが、民法相続編の基本的な現行規定をこの機会に確認しておく

ともに、補論として相続税法の主要改正項目を確認しておくこととしたい。なお（ ）で示した数字は、特に断らない限り、関係する民法の現行条文である。

##### (相続法の基本理念)

まず相続法の基本理念としては、憲法13条の個人主義に源を持ち、契約自由の原則から派生し、死後の財産処分についても自由に決することができるという遺言自由の原則がある。私有財産制の下では、財産処分の自由が保障されるが、その一環として、死後の財産処分も自由であり、これを保証した法形式が死因贈与と遺言である。両者は特定人に財産を与えるという意味では共通であるが、死因贈与は、死亡を効力要件とした贈与契約であり、遺言とは相手方のない単独行為である。法定相続は死因贈与も遺言もなされなかった場合、乃至はその対象とならなかった財産について承継のルールを定めたものである。

しかし一方で、被相続人の財産は、生前、その被相続人の家族の利便にも供されていたのであるから、被相続人の死亡後においてもその趣旨は生かされるべきであり、死者の財産に対する遺族の期待に対しても一定程度の保障がなされている。これが、遺産のうちで、一定の相続人のためにもどうしても残さなければならない財産としての遺留分の制度である。すなわち財産処分の自由は、遺留分を除いた部分にしか及ばない。

**(法定相続等)**

法定相続とは、遺言がない場合に、人の死亡によって被相続人の財産が法律上当然に一定範囲の遺族(相続人)に継承されることを言う。意思表示に基づかない法律関係の変動である。相続の対象は財産に限られる(896)が、被相続人の財産は債務を含めて、原則としてすべて相続の対象である(896、897)。ただし被相続人の一身に専属したものは、この限りではない。相続開始の原因は死亡であるが(882)、人が行方不明でその生死が判明しないときは、細かくは触れないが失踪宣告(30~32)によって死亡したものとみなされ、相続が開始する。また、交通事故等で死亡した数人中、どちらが先に死亡したか不明な場合、同時に死亡したものと推定される(同時死亡の推定)(30)。この場合、相互に相続は発生せず、相続人にならないが、代襲相続(被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子、兄弟姉妹が死亡し、又は、のちに述べる廃除・欠格事由があるため相続権を失った場合に、その者の直系卑属(兄弟姉妹の場合はその子に限る。)がその者に代わり、その者が受けるはずであった相続分を相続すること)の原因となる。

**(相続開始と相続人)**

相続開始時は死亡時である(882)。相続は人の死亡によって開始するのが原則であるが、共同相続の場合は遺産分割手続により、誰にどの財産が承継されるかが個別具体的に決まる。その効果は相続時に遡る(909)。相続人は被相続人の遺族である。もともと、相続人となれる遺族は配偶者と直近の血属に限定される(900)。これに対し、遺言による財産処分の手相手方については特に制限はない<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 相続人の財産状態が悪い場合、被相続人の債権者は相続人の財産の承継により不利益を被る恐れがある。逆に、被相続人の財産状態が悪いと、相続による財産の承継が相続人の債権者に不利益をもたらす恐れがある。そこで、被相続人又は相続人いずれの債権者についても、これを保護する必要があるため、相続開始後に、相続人の債権者あるいは相続債権者(被相続人の債権者)及び受遺者

**(相続人の意思の優先)**

相続人には相続を承継するかどうかの自由がある(915以下)。遺産分割に際しても、遺産分割協議書により、相続人全員の合意があれば、遺言による指定相続分や法定相続分に従う必要はないとされる。共同相続人全員の合意があれば、第三者の権利を害しない限り、法定相続のルールや被相続人の意思よりも優先するのである。これについては、遺言自由の原則との関係でやや奇異に思う向きもあろうと思うので後ほど各論部分で補足する。なお、遺産分割協議の時期については、特に制限はない(相続開始後10年後でも構わない)。また、遺産分割協議書には、法令等に特に定められた特定の形式はない。

**(遺言)**

遺言は相手方のない単独行為である。遺言により特定人に財産を与える遺贈(図表1)と死因贈与は類似するが、前者は遺言者が単独で行うのに

図表1 遺贈の種類と特徴

	包括遺贈	特定遺贈
意義	遺産の全部または一部を割合によりに受贈者に遺贈する	遺産のうち特定の財産を受贈者に遺贈する
例示	全財産の3分の1を〇〇に遺贈する	××町の土地を△△に遺贈する
特徴	包括受贈者は相続人と同一の権利義務を取得する	特定受贈者は包括受贈者と違い相続人と同一の立場をとらない
承認放棄	相続人と同一(従って、3か月以内に放棄や限定承認をする必要があり、これがなければ単純承認したものとみなされる)	遺言者の死後いつでも自由に承認・放棄ができる

(本来の相続人以外の相続人)の請求によって、相続財産を相続人固有の財産から分離して管理や清算を行うことが可能である。これを財産分離という(民法941条~950条)。

対し、後者は遺言者と受贈者との契約である。遺言の内容が問題になるのは、本人の死亡した後のことであり、利害関係人に深刻な争いを生じやういため、遺言には厳格な方式が要求されている(960)(図表2)。遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる(964)。包括遺贈は、遺産の全部または一部を一定の割合で示して遺言により行い、特定遺贈は、具体的な財産について遺言により行う。遺言の成立時期は遺言書作成の時であるが、遺言の効力発生時期は、原則として死亡の時である(985)。

遺言は遺言者の気持ちの変化に応じていつでも撤回することができるので、受贈者の期待権は停止条件付法律行為の場合の相手方の条件付権利と同様の保護を受けるものではない。遺言書は年齢15歳以上で意思能力があれば誰でも作成でき

(961)、未成年者でも法定代理人(通常は親権者)の同意を得る必要はない(962)。

遺言の撤回の方法については遺言の方式によらなければならないが、先に作成した遺言と同一の方式である必要はない(たとえば自筆証書遺言の撤回を公正証書遺言で行うことも可能)。また、遺言の撤回とみなされる行為として、具体的には、後の遺言が前の遺言に抵触する部分、遺言者が遺言の内容と異なる生前処分等の法律行為をした場合のその抵触部分、遺言者が故意に遺言書を破棄した場合の破棄部分(公正証書を除く)などがある。

(相続人)

相続人には血族たる相続人と配偶者たる相続人とがあり、前者はさらに①子(胎児を含む。)(886、

図表2 普通方式遺言の種類と特徴

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が遺言書の前文、日付、氏名等を自書し、押印(認印・拇印でも可)して作成</li> <li>・自書の必要があるため、ワープロ、テープ等は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が公証人に口述したものを公証人が筆記し、本人、証人に読み聞かせた後、本人、証人、公証人が署名押印して作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は第三者が遺言書を作成、証書に自署押印、封書、封印した後、証人と公証人の前で住所、氏名を記し、公証人が日付等を書き作成</li> <li>・ワープロ、代筆可</li> </ul>
場所	自由	公証役場	公証役場
証人	不要	証人2名以上	証人2名以上
家裁の検認	必要	不要	必要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成が容易(費用がかからない)</li> <li>・遺言の存在や内容を秘密にできる</li> <li>・偽造、変造の危険がある</li> <li>・方式不備で無効になる可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確実で変造等の危険性がない(原本を公証人が保管)</li> <li>・作成手続が煩雑</li> <li>・遺言の存在や内容を秘密にできない(公証人、証人に知られる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言存在を明確にして内容を秘密にできる</li> <li>・偽造、変造の危険がない</li> <li>・手続が煩雑</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は暦日でなくとも作成日が明確になればよい</li> <li>・氏名は通称、氏又は名だけでも本人の同一性が認識できればよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が公証人に口述の際、口がきけない遺言者の場合、通訳により申述するか、口述に代え自筆をする</li> <li>・作成費用は遺産1億円につき数万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の他、公証人、証人も署名押印が必要</li> <li>・作成費用は一律一万円程度</li> </ul>

887) (第一順位)、②直系尊属 (889 I ①) (第二順位)、③兄弟姉妹 (889 I ②) (第三順位) に分かれる。被相続人の配偶者は常に相続人となる(890)。配偶者には内縁の妻を含まない(ただし内縁の妻の借家権の承継については借地借家法 36 条による保護がある)。実子、養子の法定相続分は同一であり、普通養子は実父母、養父母の両方の相続権を取得するが、特別養子は養父母のみの相続権を取得する。普通養子は、主として相続人を増やすためにつくられる人為的な親子関係であるが、特別養子は、恵まれない子供に温かい家庭を与えるために創設された福祉目的の制度である(図表 3)。

相続人の順位としては、配偶者及び相続開始時に生存する最先順位の血族相続人のみが上記①、②、③の順に、現実には相続する。法定相続分については、配偶者は、子と同順位なら 2 分の 1、直系尊属と同順位なら 3 分の 2、兄弟姉妹都同順位なら 4 分の 3 である。血族相続人が一人もいなければ配偶者が相続財産全部を相続する(900)。同順位の血族間では平等であり、非嫡出子も嫡出子と同等<sup>2</sup>、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹(半血)は父母の双方を同じくする兄弟姉妹(全血)の 2 分の 1 となる。

#### (相続欠格者、相続人の廃除)

相続に関して不正な利益を得ようとして、不正な行為をし、又はしようとした者(典型例は故意に被相続人、先順位・同順位の相続人を死亡させ、又は死亡させようとして刑に処せられた者)は、法律上当然にその相続人の資格をはく奪される(891)。これを相続欠格という。

また、被相続人から見て、その者に相続させたくないと考えられるような非行があり、かつ被相続人がその者に相続させることを欲しない場合に、被相続人の請求に基づいて家庭裁判所が審判または

図表 3 普通養子と特別養子との比較

	普通養子	特別養子
養親の制限	成人である者(夫婦で養親の場合はともに成人でなければならない)	満 25 歳以上の夫婦が共に養親(一方が 25 歳未満でも 20 歳以上なら可)
養子の制限	養親より年少者	原則として 6 歳未満
縁組の手続	養子が未成年でなければ当事者の届出のみ	家庭裁判所の審判
実親等の同意	養子が満 15 歳未満のときは法定代理人が承諾をする	実父母の同意が必要
親子関係	実方との親子関係は存続する	実方との親族関係は終了する
戸籍の記載	養子と明記される	養子との文言の記載がない
離縁	・当事者の協議で可能 ・養子、養親のいずれも訴え提起可	・家庭裁判所の審判は必要 ・養親からの請求不可

調停によって相続権をはく奪される制度がある。これを相続廃除という(892~894)。被相続人は廃除を遺言ですることができ、また、何時でも廃除の取り消しを請求することができる。

相続欠格と相続廃除は、いずれも次に述べる代襲相続の原因となる(887)。

なお、法定相続人とは、欠格・廃除・放棄がなかった場合に法律上の相続人と規定されている者であり、相続人とは、実際に相続人となった者である。

#### (代襲相続)

代襲相続とは、被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子・兄弟姉妹が死亡し、又は廃除・欠格事由があるために相続権を失った場合、その者の直系卑属(兄弟姉妹の場合はその子に限る)がその者に代わりその者の受けるはずであった相続分を相続する仕組みである(887 II、889 II)。第一順位の代襲相続人では、その子、孫、ひ孫と代襲、再代襲が認められるが、第三順位の代襲相続人は

<sup>2</sup> 非嫡出子の相続分の不平等について最高裁大法廷で違憲決定(平成 25 年 9 月 4 日)がなされたため、平成 25 年 12 月 5 日に、民法 900 条を改正する民法の一部を改正する法律が成立し、同年 12 月 11 日に公布・施行された。改正後の民法 900 条は平成 25 年 9 月 5 日以降に開始した相続について適用されている。

兄弟姉妹の子のみであり、再代襲は認められない(甥、姪まで)。なお、配偶者、第二順位の相続人には代襲相続の制度はない。また、のちに述べる相続放棄の場合には代襲相続は発生しない。代襲相続人の相続分は被代襲相続者の受けるべき相続分と同じであり、代襲相続人が複数の場合、被代襲相続者の相続分を均等に分ける。

#### (特別受益と寄与分)

民法は、相続分について同じ立場にある相続人はすべて平等に扱うが、しかし共同相続人の中に生前被相続人から特別な援助を受けた者がいる場合、これを度外視して相続分を算出するのは不公平である。そこで民法は生前にもらったものは相続財産の前渡しと見て、贈与された財産が相続開始時の遺産の中にあるものと仮定して遺産総額を計算し、これを基礎として法定相続分の規定に従い、各自の相続財産を決め、しかる後に、特別受益者についてはその額からすでに受けた贈与額を差し引いて相続分とする(903)。

また、特別受益者の場合とは逆に、共同相続人の中に、被相続人の財産の維持または増加につき特別な寄与をした者(寄与者)がいる場合、これを度外視して相続分を算出するのも不公平であることから、相続開始時の財産から寄与者の寄与分を控除したものを遺産総額とし、これを基礎として、法定相続分に従い各自の相続すべき財産を決め、寄与者についてはその額に寄与分を加えた額をもって相続分とすることにした(904の2)。

#### (相続の承認・放棄)

相続による財産上の権利義務の承継は、一応、相続人の意思に関係なく、また、相続人が知っていたかどうかに関係なく、当然に生ずるとするのが法律の建前である。しかし相続財産は時に消極財産の方が多く場合があり、たとえ積極財産の方が多くとも、その財産をもらうことを潔しとしない相続人もある。そこで、民法は、相続の承認及び放棄の章を設け、相続人の意思に従い、一応生じた相続の効果を確定させるか否かの選択の自由を与えることとしている。

まず相続の承認であるが、相続人が、被相続人の権利義務を全面的に継承することを内容として相続を承認する単純承認(920)と、被相続人の債務及び遺贈によって生じた債務は、相続財産のある限りで弁済し、固有財産をもって責任を負わないという留保条件付で相続を承認する限定承認(922)に分かれる。これらは自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に行うこと(915 I)、限定承認の場合は、財産目録を作成して、これを家庭裁判所に提出し、限定承認する旨の申述をすること(924)が要件とされている。限定承認は共同相続人が全員で行わなければならない。単純承認により、相続人は「無限に被相続人の権利義務を承継する」し、限定承認により、相続人は「相続により得た財産の限度においてのみ」被相続人の債務及び遺贈を弁済すれば足りる。なお、相続開始があったことを知った日から3か月を経過したとき、相続財産の全部または一部を処分したとき、放棄又は限定承認をしたのちにおいて相続財産の一部または全部を隠匿し、又は私的に消費したときは単純承認とみなされる。

次に相続の放棄とは、相続人の意思により、全然相続しなかったことにすることを言い、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述することを要する。これにより初めから相続人とならなかったものとみなされる(939)。相続放棄をした者は初めから相続人でなかったものとみなすため、相続放棄した者の子は代襲相続人とならない。第一順位、第二順位、第三順位の相続人がいずれも相続を放棄すれば、財産は国庫に帰属する。相続の放棄は、被相続人の相続開始前にはできない。相続開始前に推定相続人間で相続放棄の合意をしても無効である。また、一度、放棄をすると撤回できないのが原則である。放棄は各相続人が単独でできる。事前に他の相続人に通知する必要もない。

#### (遺留分)

遺留分とは、被相続人がその遺産のうちで、一定の相続人のためにどうしても残さなければなら

ない財産額をいう。その趣旨は家族共同体の維持を図るために民法が遺言の自由に制約を加えたものである。遺留分権利者は兄弟姉妹以外の法定相続人である(1028)。遺留分の範囲は、直系尊属のみが相続人である場合は被相続人の財産の3分の1、それ以外は被相続人の財産の2分の1である。遺留分の算定の基礎となる財産は被相続人が相続開始時に有していた財産に相続開始1年前までに贈与した財産を加え、ここから債務の全額を差し引いたものである(1029 I)。遺留分の範囲の計算方法は、先ず遺留分権利者全体の遺留分を算定し(1028)、それぞれの遺留分権利者の遺留分は法定相続分の規定を準用して定める(1044、900、901)。遺留分を侵害するような遺贈または贈与があるときは、遺留分権利者は、その遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び遺留分算定の基礎に入れられた贈与の減殺を請求することができる。これを遺留分減殺請求権という(1031)。この遺留分減殺請求権は形成権であり、これを行えば、遺贈は原則として弁済する必要がなくなり、贈与は目的物の返還を請求できる。このように遺留分が侵害されても遺言による指定や遺贈が直ちに無効となるわけではない。遺留分は個人の財産権であるのでこれを放棄できるが、無理やり放棄させられるような事態を防ぐため、相続開始前の放棄には家庭裁判所の許可を要する(1043 I)。また遺留分の放棄は他の相続人の遺留分には影響しない(遺留分の放棄は他の相続人の遺留分を増やすことにはならない)(1043 II)。現実に生ずる多くの事例は、相続人の一人が被相続人の財産をもらいすぎたため、他の相続人の遺留分が害される場合である。この場合、遺留分減殺請求により、遺贈・贈与その他の財産処分が、遺留分侵害の限度でその効力を失う。遺留分権利者は、遺留分に達するまで遺贈等を減殺して取り戻すことができる。遺留分減殺請求権の行使は、例えば、内容証明郵便によりその意思表示をすれば十分であり、裁判の提起によって行うことまでは要求されない。遺留分減殺請求権は、1年の短期消滅時効にかかる。起算点は遺留分権利者が、相続開始及び減殺すべ

き遺贈・贈与があったことを知るのみではなく、それが遺留分を侵害し、減殺し得べきものであることを知った時であるとされる(判例)。期間内に減殺請求の意思表示をすれば足り、その結果生ずる返還請求権の行使は期間経過後でも構わない。なお、相続開始の時から10年経過するときは遺留分減殺請求権は消滅する。この10年は除斥期間と考えられている。

### (遺言と遺産分割協議の優劣)

通常、相続人は複数存在するケースが多いが、相続人は被相続人の遺産を共有する(898)が、金銭債権等の可分債権は、相続時に自動的に分割され、土地等の不可分債権は共有となる。そして遺産分割協議により各相続人に個別具体的に帰属する。もし遺言があったとしても、相続人の全員がこれと異なる遺産分割協議に合意すれば、遺産分割協議が遺言に優先する。この点、常識的には、遺産処分の自由と抵触するのではないかと考えられ、解説書等での明確な記述はないようであるが、数人の弁護士に伺ったところから、概ね次のような説明が可能であろうと判断している。

民法は、例えば908条で「被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、もしくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる」とし、被相続人の意思にも一定の配慮をしている。しかし、本条以外には、遺言者の意思を保護する明文の規定は存在しない。民法は遺言者の意思よりも現実に生きている相続人の意思を、相続人全員による遺産分割協議の成立を条件に優先させているものと解釈できる。換言すれば、遺言者は一次的な相続財産の分配方法を遺言により指定できるが、その遺言によって財産を取得した相続人全員の合意により、別の分割方法を望ましいと考えて遺産分割協議を成立させた場合には、亡くなった被相続人よりも、現に生存する相続人の意思をより強く保護するというのが民法の立場である。

**(紛争となった場合の処理)**

遺産分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停・審判によって分割する。まず家庭裁判所の調停による分割が原則となる(調停前置主義)。調停が不成立になった場合は、家庭裁判所の審判によって分割させる(図表4)。

**図表4 調停分割・審判分割の特徴**

調停分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立ては、共同相続人の一人(または数人)が行う</li> <li>・家庭裁判所において、裁判官とともに調停委員2名が当事者に加わり、分割を成立させる。</li> <li>・調停による分割が成立すれば遺産分割協議書に代わる調停調書が作成される</li> </ul>
審判分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判官は指定・法定相続分に拘束され、全共同相続人の合意がない限り、これらの相続分に反する分割ができない</li> <li>・現物分割、換価分割、代償分割など様々な態様が認められ、また、一定期間、分割を禁止することもできる</li> </ul>

**(不動産の相続人と登記)**

被相続人が死亡前に自己に登記のある不動産をAに譲渡し、その後死亡によりBが当該土地を相続した。さらにその後、Bが当該土地をCに譲渡した事例を考えてみよう。

まずAにとってBは、売主たる被相続人と同一視される人物であり、これに対する買主がAであ

るという当事者の関係に擬制でき、Aは、民法177条の第三者には該当しないと考えられるので、AはBに登記なくして対抗できる。しかしAとCとは当事者ではないため、二重譲渡の関係に立つので、両者は対抗関係にあることになる。そこで、AがCに不動産所有権を主張するためには、登記が必要であると判断される。民法177条の解釈による。

**(不動産の共同相続をめぐる有名論点)**

被相続人が死亡し、相続人が複数いる場合、先ず相続人が遺産の不動産を共有し、遺産分割協議により各相続人に財産が個別に帰属する。この間にさまざまなトラブルが生じやすい。そのいくつかの事例と解決の考え方を判例により見ておこう(図表5)。

**(1) 共同相続と登記**

土地の所有者が死亡し、A、Bが共同相続したところ、BがAに無断で当該土地の全部を自分が全部相続したかのように登記し、Cに譲渡した(Cが登記済み)。この場合、AはCに対して当該土地の自己の持分(2分の1)を主張できるだろうか。

この点、相続人の一人であるBが行った登記は、他の共同相続人Aの持分に関する限り無権利者の登記であり、登記に公信力がない以上、Aの持分

**図表5 相続と登記**

共同相続と登記 (最判昭38.2.22)	土地をA、Bが共同相続し、共同相続人Bが土地について単独所有権移転登記を経由して第三者Cに移転登記した場合、Aの持分についてCのした登記は無効であり、登記は公信力がない以上、Aは登記なくして自己の持分を主張できる。
相続放棄と登記 (最判昭41.1.20)	土地をA、Bが共同相続し、Bが相続を放棄して土地がAの単独所有になったにもかかわらず、Bの債権者CがBの持分を差押えた場合、相続放棄により、相続人Bは相続開始時に遡って相続開始がなかったのと同じ地位に置かれる。この効力は絶対的であり、何人に対しても登記なくしてその効力を生ずるので、Cの差押さえ及び登記は無効である。
遺産分割と登記 (最判昭46.1.26)	土地をA、Bが共同相続しAを単独所有者とする遺産分割協議が成立したが、Aの遺産分割登記前に、Bが第三者Cに土地を譲渡し、登記を経由した場合、遺産分割により法定相続分と異なる権利を取得した相続人Aは、その旨の登記をしなければ、分割後に当該土地に権利を取得した第三者Cに対し自己の権利取得を対抗することができない。

についてはCは無権利者である。従って、AにとってCは177条の第三者とはならないため、Aは登記なくして自らの持分をCに対抗できるものと考えられる（最判昭38.2.22）。

### （2）相続放棄と登記

土地所有者が死亡し、A、Bが共同相続したが、Bが相続放棄をしたため、当該土地はAの単独所有となった。ところが、Aが登記を備える前に、Bの債権者CがBの持分（2分の1）を差押えた。AはCに対し、当該土地の単独所有権を主張できるだろうか。

Cは相続放棄の有無について、家庭裁判所で調査することができることに加え、相続放棄があっても、直ちに相続財産の帰属が終局的に決定するわけではない以上、Aにその時点で登記を要求するのは酷である。また、相続放棄の効力は絶対的であり、遺産分割協議の際の909条のような第三者保護規定（「遺産の分割は、相続開始のときにさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。」）もないので、相続放棄により単独所有者となったAは、登記なくしてその所有権を第三者Cに対抗できるものと考えられる（最判昭42.1.20）。

### （3）遺産分割と登記

土地所有者が死亡しA、Bが共同相続したところ、Aが単独で当該土地を所有する遺産分割協議が成立した。ところが、Aが登記を備える前に、Bが当該土地全部をCに譲渡してしまった（Cが登記済み）。この場合Cは、当該土地の所有権を取得することができるのか。遺産分割の効力は相続開始時に遡る（909本文）ので、相続開始時からAは単独所有であったことになるとも考えられるので問題となる。

この点、先ず遺産分割前のAの持分についてCは無権利者Bからの譲受人であり（1）によりAは登記なくしてCに所有権を主張し得る。遺産分割前にBの持分であった部分についてはどうか。遺産分割は遡及効を有するのでCは無権利者からの譲受人ということになり、Aは登記なくしてC

に対抗できるようにも考えられる。しかし不動産に対する相続人の共有持分の遺産分割による得喪変更については、法定相続分と異なる権利を取得した相続人Aはその旨の登記をしなければ、分割後に当該土地の権利を取得した第三者Cに対し、取得した持分を対抗できないと解される。なぜなら、遺産分割の場合、権利者Aに登記を求めても酷ではなく、また、遺産分割の有無を第三者Cは家庭裁判所では調査できず、Aの存在を認識することが難しい。更に、相続放棄の遡及効は条文中制限がないのに対し、遺産分割の場合は遡及効が条文中制限されているからである（909但書き）（最判昭46.1.26）。

### （債権債務の共同相続）

遺産分割前の相続財産は共有となるが、不可分債権は各人に不可分的に帰属する一方、可分債権は相続分に従って当然に分割される。これについては最判平21.1.22があり「共同相続人に全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座について、その取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができるというべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」としている。

他方債務の共同相続については、不可分債務の相続の場合は、各人に不可分に帰属するが、可分債務については、法定相続分に従い当然に分割され、遺産分割による影響を受けないものと考えられている。もし、遺産分割による変動を認めると、資力のないところに相続債務を集約することが起りかねず、債権者を害する恐れがあるからである。



## II. (補論) 相続税法

### (民法と相続税法)

民法における相続と相続税法とで同一の事象が別の取り扱いをされている場合がある。ここで参考のため、主なものを掲げておこう(図表6)。

図表6 民法と相続税法の取り扱いの違い

事項	民法	相続税法
法定相続人に含める養子の数	何人でも相続人になれる	・実子がいる場合は一人まで ・実子がいなかった場合は二人まで
相続の放棄	相続人の数に入れない	相続税の総額の計算上、法定相続人に含める
贈与財産	・特別受益として持戻し ・財産の年数制限なし	・相続時精算課税を選択していない場合には相続開始前3年以内の贈与財産のみ加算 ・相続時精算課税を選択していた場合には、その贈与金額を全額加算
みなし相続財産	・特定受益者の持戻し ・寄与分の差し引き	・生命保険金、死亡退職金 ・生命保険契約に関する権利など

### (最近における相続に係る税制の改正)

よくご存知の方が多いと思うが、相続税法の主な改正点をここで整理しておこう。

(1) 相続税の基礎控除の引き上げ (27年1月以降の相続により取得する財産にかかる相続税から適用)

以下の通り控除額が縮減された(図表7)。

図表7 控除額の縮減

	現行	改正
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人数(n) 比例控除	1,000万円×n	600万円×n

(2) 相続税の税率構造の見直し (27年1月以降の相続により取得する財産にかかる相続税から適用)

以下の通り、課税相続財産額が大きいものについて、超過累進税率が引き上げられた(図表8)。

図表8 累進税率の引き上げ

現行		改正	
課税相続財産額	税率(%)	課税相続財産額	税率(%)
1,000万円以下	10	1,000万円以下	10
3,000万円以下	15	3,000万円以下	15
5,000万円以下	20	5,000万円以下	20
1億円以下	30	1億円以下	30
3億円以下	40	2億円以下	40
	---	3億円以下	45
3億円超	50	6億円以下	50
	---	6億円超	55

(3) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ (27年1月以降の相続により取得する財産にかかる相続税から適用)

1年あたりの控除額が6万円から10万円に引き上げられた(図表9)。

図表9 未成年者控除、障害者控除の引き上げ

	現行	改正
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円
障害者控除	85歳までの1年につき6万円	85歳までの1年につき10万円(特別障害者については20万円)

(4) 小規模宅地等の評価の特例制度の拡充 (27年1月以降の相続により取得する財産にかかる相続税から適用)

個人が相続または遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち一定のもので限度面積までの部分(小規模宅地等)については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合が減額される。特例の対象として選択

する宅地等のすべてが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合は、それぞれの適用対象面積まで併用が可能とされた。なお、貸付事業用宅地等を選択する場合の適用対象面積の計算については、従前通りの調整がおこなわれる(図表10、11)。

#### ①改正前の換算計算

要件を満たす宅地等が複数ある場合には下記の算式による限度面積の計算を行う。

$$\rightarrow A + (B \times 5/3) + C \times 2 \leq 400 \text{ m}^2$$

A: 特定事業用宅地等の面積

B: 特定居住用宅地等の面積

C: 貸付事業用宅地等の面積

#### ②改正後の換算計算

イ. 特定事業用宅地等と特定居住用宅地等の併用

特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合は、それぞれの適用対象限度面積の合計(400 m<sup>2</sup>+330 m<sup>2</sup>=730 m<sup>2</sup>)まで適用可能。

ロ. 換算計算

貸付事業用宅地等を同時に選択する場合における適用対象面積の計算については、現行通り、面積換算による調整をおこなう。

$$\rightarrow (A \times 200/400) + (B \times 200/330) + C \leq 200 \text{ m}^2$$

A: 特定事業用宅地等の面積

B: 特定居住用宅地等の面積

C: 貸付事業用宅地等の面積

(5) 特定居住用の宅地等の適用要件緩和・柔軟化(26年1月以降の相続により取得する財産にかかる相続税から適用)

#### ①二世帯住宅

一棟の二世帯住宅について、構造上区分のあるものについては、平成25年末の改正前までは特例対象にならなかった。これを、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対

図表10 小規模宅地等の相続税に係る特例の限度面積及び減額割合

小規模宅地の区分	限度面積(m <sup>2</sup> )	減額割合(%)
特定事業用宅地等	400	80
特定居住用宅地等	240⇒330(拡充)	80
貸付事業用宅地等	200	50

図表11 小規模宅地等の相続税に係る特例の限度面積の併用限度

	改正前	改正後
併用の程度	限定的	限定なし
限度	事業用は200 m <sup>2</sup> まで、居住用は240 m <sup>2</sup> まで、合計で400 m <sup>2</sup>	事業用で400 m <sup>2</sup> まで、居住用で330 m <sup>2</sup> までなら限定なし

象とすることができるようになった。

#### ②老人ホーム

次のイ及びロの要件が満たされる場合に限り、老人ホームの終身利用権を取得した場合であっても、老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用することができるようになった。

イ: 被相続人が介護が必要なため入所したものであること

ロ: その家屋が貸付等の用途に供されていないこと

(6) 相続した土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の見直し(27年1月以降の相続により取得する財産にかかる相続税から適用)

(沿革)

相続財産である土地等の譲渡が、相続の直後に、特に相続税納付のために相続財産の譲渡が行われる場合には、その相続財産に対して相続税がかかることに加えて、譲渡に伴う譲渡所得税が連続的に課税されるため、負担が重くなる。この負担を軽減するため、昭和45年に創設された制度である。(制度概要)

相続により取得した土地等を、相続開始のあつ

た日かの翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日まで（すなわち相続開始日の翌日から3年10月以内）に譲渡した場合には、相続税額のうち、一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる特例の見直しであり、具体的には、譲渡に伴う土地等の取得費に加算する金額は、平成26年末までは、その者が相続をしたすべての土地等に対応する相続税相当額が加算可能であったが、平成27年以降は、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額のみを加算に縮減された。この特例の縮減により、相続財産の多くを土地という形で受け取る相続人にとって、相続土地の一部を譲渡した場合の譲渡所得税が大きく増加し、受ける影響が大きい。

言葉では分かりにくいので、事例を挙げて変更点を説明する。

取得費に増額される相続税額は、以下のように変更される（図表12）。

（計算事例）

ある人が相続税評価額ベースで、土地4.5億円（内訳は図表13のとおり）のほか、家屋4,000万円、現金1,000万円、合計5億円の財産を相続

図表12 取得費加算の縮減

平成26年12月31日までに相続開始の場合	譲渡者の相続税額×（譲渡者の相続税の課税価格に参入されたすべての土地等の価額）÷（譲渡者の相続税の課税価額）
平成27年1月1日以降に相続開始の場合	譲渡者の相続税額×（その譲渡した土地等の価額）÷（譲渡者の相続税の課税価額）

し、相続税額1億円を負担したとする。そして、相続税の納税資金に充てるため、相続土地のうち更地（相続税評価額8,000万円、時価1億円）を時価1億円で売却したとする。この場合、一定の仮定の下で、従前は20万円の譲渡所得税で済んだものが、改正後は1,500万円と大幅に増加し、譲渡に伴う手取り額も、9,580万円から8,100万円に低下する（図表13、14）。

図表13 相続土地の内訳（例）

相続した土地等	相続税課税価格
更地	8,000万円
自宅敷地	15,200万円
アパート敷地	15,000万円
別荘敷地	800万円
他者への貸地（底地）	6,000万円
合計	45,000万円

図表14 改正前後での取得費加算額と譲渡所得税額・手取額の計算比較

項目		改正前	改正後	
譲渡 所得 税の 計算	譲渡金額 A	時価 1億円	1億円	
	取得費 B	A×5%	500万円	
	取 得 費 加 算	相続税額（ア）	1億円	1億円
		相続税課税価額（イ）	5億円	5億円
	取 得 費 加 算	取得費加算対象土地の 相続税評価額（ウ）	4.5億円 （全相続土地）	0.8億円 （譲渡対象土地）
		取得費加算額 C	ア×（ウ÷イ）	9,000万円
	仲介手数料等 D	（注1）	400万円	
	譲渡益	A-(B+C+D)	100万円	
	譲渡所得税額 E	税率:20%と仮定（注2）	20万円	
	手取額 A-D-E		9,580万円	
			8,100万円	

（注1）売買仲介手数料上限は（1億円×3%+6万円）×1.08=330.48円であるが、これに登記手数料、登録免許税等の諸経費を加えて、ここでは仲介手数料等を400万円と仮定した。

（注2）ここでは、所得税15%（復興特別税を除く）、住民税5%の長期譲渡所得とみて、20%を設定した。相続に伴う不動産譲渡所得の場合、譲渡資産は、被相続人の取得費のみならず、取得日を引き継ぐので、譲渡日の1月1日現在における仕分期間が5年超となる長期譲渡所得になる可能性は高い。

(7) 贈与税の暦年課税税率の見直し等 (27年1月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税から適用)

相続税率の変更に合わせて、贈与税が以下のように変更された (図表 15、16)。

図表 15 贈与税の暦年課税税率の見直し

基礎控除 (110 万円) 後の課税 価格	改正前		改正後			
			20 歳以上の直系尊 属からの贈与		一般の贈与	
	税率%	控除額 (万円)	税率%	控除額 (万円)	税率%	控除額 (万円)
①200 万円以下	10	0	10	0	10	0
②200 万円超 300 万円以下	15	10	15	10	15	10
③300 万円超 400 万円以下	20	25	15	10	20	25
④400 万円超 600 万円以下	30	65	20	30	30	65
⑤600 万円超 1,000 万円以下	40	125	30	90	40	125
⑥1,000 万円超 1,500 万円以下	50	225	40	190	45	175
⑦1,500 万円超 3,000 万円以下	50	225	45	256	50	250
⑧3,000 万円超 4,500 万円以下	50	225	50	415	55	400
⑨4,500 万円超	50	225	55	640	55	400

図表 16 贈与税の暦年課税と相続時精算課税との比較

区分	暦年課税	相続時精算課税
贈与者・ 受贈者	親族間の他、第三者からの 贈与を含む	65 歳以上の者から 20 歳以上の推定相続人への贈与 (平成 26 年 12 月 31 日まで) 60 歳以上の者から 20 歳以上の推定相続人及び孫への贈与 (平成 27 年 1 月 1 日以降) 上記以外の場合も、住宅取得資金の贈与の場合は贈与者の年 齢制限はなし。
選択	不要	必要 (贈与者ごと、受贈者ごとに選択)。一度選択すると相 続時まで継続適用
課税 時期	贈与时 (その時点での相続 税評価額で課税)	同左
控除	基礎控除 (毎年) 110 万円	特別控除 (限度額まで複数回使用可能) 2,500 万円 (累計)
税率	10%~50% (平成 26 年 12 月 31 日まで) 10%~55% (平成 27 年 1 月 1 日以降)	一律 20%
相続時	—	贈与財産を贈与时の相続税評価額で相続財産に合算 (相続税 額を超えて納付した贈与税は還付)
備考	平成 15 年から贈与税の最 高税率は 70%から 50%に 引き下げ	平成 23 年 12 月末までであれば、住宅取得資金の贈与に限り、 1000 万円まで、控除の上乗せの特例があった (贈与者の年 齢制限はなし)

(8) 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税制度

(沿革)

平成 21 年 1 月以降平成 22 年 12 月までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、500 万円までの金額について非課税とする措置が取られた。平成 22 年度税制改正により、適用期間が 1 年延長され、非課税枠が平成 22 年には 1,500 万円、平成 23 年 1,000 万円に拡大された。ただし受贈者には、贈与を受けた年の 1 月 1 日現在で 20 歳以上という年齢制限と合計所得金額（収入から給付所得控除や公的年金控除及び必要経費を控除した後の取得金額。基礎控除や人的控除前の取得金額である。以下同じ。）が 2,000 万円以下という制限があった。更に 24 年度税制改正により、適用期間が 3 年延長され、非課税枠は以下ようになった（図表 17）。

図表 17 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置 (1)

贈与の時期	非課税枠 (万円)
平成 24 年中の贈与	1,000(1,500)
平成 25 年中の贈与	700(1,200)
平成 26 年中の贈与	500(1,000)

- (注) 1. ( ) 内は省エネルギー性、耐震性を備えた住宅の場合。  
 2. この非課税枠は、贈与税における暦年課税と相続時精算課税のどちらとも併用可能となっているため、暦年課税の場合は基礎控除 110 万円と合算することが可能であり、相続時精算課税の場合は 2,500 万円の非課税枠と合算することが可能である。非課税限度額以下であっても申告が必要である。  
 3. 上記 2 の措置が取られたことに伴い、平成 24 年から、住宅取得等資金に係る相続時精算課税の上乗せ特例 1,000 万円は廃止された。  
 4. 住宅の条件は次のとおり。  
 ①床面積 50 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下  
 ②築年数 20 年以下（耐火建築の場合 25 年以下）、新耐震基準適合なら築年数の要件なし。

(平成 27 年度改正)

平成 27 年度改正では、景気判断条項を付さずに、平成 29 年 4 月に消費税率 10%への引上げが行わ

れることを踏まえ、住宅取得需要の反動減等に対応する観点から、現行の非課税限度額について下記のように見直すとともに、その適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されることになった。平成 31 年 6 月 30 日は、もともとこの制度の適用が平成 27 年 10 月の消費税率 10%への引き上げを前提に 29 年 12 月までの仕組みとして組み立てられていたが、消費税率 10%への引上げが平成 29 年 4 月へと 1 年半延伸されることに伴い、これとスライドする形で、平成 31 年 6 月 30 日までの制度として再構成されるものである。なお、従来は贈与の時期により、特別控除額が決まっていたが、平成 27 年 1 月 1 日以降については、贈与の時期ではなく、贈与契約の締結日が基準とされることに留意が必要である。

非課税限度額の考え方としては、平成 28 年 9 月までは駆け込み需要を考慮して限度額を縮小する一方、28 年 10 月以降は、反動減対策として限度額を拡大し、特に反動減が大きくなるであろう 28 年 10 月～29 年 9 月期の限度額を最大化している。

消費税率の適用税率は引渡日の税率を原則とするが、平成 28 年 9 月 30 日までに契約が行われた場合には、引き渡し日が平成 29 年 4 月 1 日以降になった場合でも、駆け込みと反動減を均すため、旧税率の 8%が適用される経過措置が講ぜられる（図表 18）。

図表 18 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置 (2)

契約締結日	一般の住宅 (万円)		良質な住宅 (万円)	
	消費税率 8%等	消費税率 10%	消費税率 8%等	消費税率 10%
27. 1. 1～ 27. 12. 31	1,000		1,500	
28. 1. 1～ 28. 9. 30	700		1,200	
28. 10. 1～ 29. 9. 30	700	2,500	1,200	3,000
29. 10. 1～ 30. 9. 30	500	1,000	1,000	1,500
30. 10. 1～ 31. 6. 30	300	700	800	1,200

(注) 「消費税率 8%等」とは、消費税率 8%の適用を受けて住宅を取得した者と、もともと消費

税が非課税で、消費税率アップの影響を受けない個人間売買により中古住宅を取得した者に適用される。

(注) 本特例を受けるための要件一覧

- ① 父母や祖父母から現金で贈与を受ける
- ② 贈与を受けた資金を住宅の購入（建築）代金に充てる
- ③ 贈与を受けた年の翌年の3月15日まで購入（建築）した住宅に住む
- ④ 贈与税の申告書を期限内（贈与を受けた年の翌年3月15日まで）に提出する
- ⑤ 贈与税の申告書に所定の添付書類を併せて提出する
- ⑥ 贈与を受けた時に日本国内に住所を有している
- ⑦ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である
- ⑧ 贈与を受けた年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下である
- ⑨ 家屋を所有すること（土地のみの所有は不可）
- ⑩ 家屋の登記簿上の床面積が50㎡以上240㎡以下である（東日本大震災被災者には床面積の上限値は適用しない）
- ⑪ 中古住宅である場合には、築年数20年以下（耐火建築の場合25年以下）、新耐震基準適合なら築年数の要件なし。
- ⑫ この非課税制度と同趣旨の旧非課税制度（平成21年から存在）の適用を受けていない

#### （遺言控除の新設構想）

遺言を普及させ、遺産相続をめぐる紛争を防止し、若い世代へのスムーズな資産移転を図るため、政府与党内において平成29年度税制改正の実現をめざし、有効な遺言による相続を条件に、一定額（数百万円程度）の相続税の基礎控除額を上乗せして控除する、遺言控除の新設が議論されている。現在、遺言のある相続税案件は2～3割にとどまり、これが不動産の処分を妨げ、地方での空家の増加要因になっていることを解消することをねらっている。

[あらい としゆき]

[(一財)土地総合研究所 専務理事]